

令和5年神審第40号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年5月14日12時55分

富山県生地鼻北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	4.9 トン	2.4 トン
登 録 長	11.78 メートル	6.45 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	357 キロワット	128 キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室及び同室船首方に船室を配し、操舵室前部中央に舵輪及びレーダーを、同右舷側に機関遠隔操縦装置及び魚群探知機を、同左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備した、漁ろう以外のことをする間の最大とう載人員が、船員1人及び旅客12人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年5月14日05時00分富山県黒部漁港を発し、生地鼻北東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、05時20分目的の釣り場に到着して遊漁を行い、その後移動しながら遊漁を行った後、帰航することとし、12時30分釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、釣り客4人を船首部甲板上の長椅子に腰掛けさせ、同2人を船尾部甲板上に座らせ、自身は舵輪の左舷後方に立った姿勢で、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させて生地鼻北東方沖合を南下し、12時42分僅か過ぎ入善港東防波堤灯台から043.5度（真方位、以下同じ。）3.24海里の地点で、針路を230度に定めて自動操舵とし、12.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、生地鼻北東方沖合を続航中、左舷船首方に漂泊して釣りを行っている船舶を認め、12時52分入善港東防波堤灯台から032.5度1.22海里の地点に達したとき、正船首1,160メー

トルのところにBを視認することができ、同船が船首を南西方に向け、ほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷船首方に認めた漂泊中の船舶の釣れ具合を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに進行し、12時55分入善港東防波堤灯台から016.5度1,210メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その左舷船首部がBの右舷中央部に後方から40度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体やや後方に操舵室を設け、同室前部右舷側に舵輪、主機遠隔操縦装置、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機内蔵のディスプレイをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、家族1人を同乗させ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日08時00分富山県伏木富山港内港伏木区を発し、生地鼻北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、09時00分前示衝突地点付近の目的の釣り場に到着し、09時10分機関を停止し、船首を南西方に向けて漂泊を開始した。

b受審人は、前示ディスプレイにGPSプロッター及び魚群探知機の両画面を表示させ、GPSによる位置情報を利用して自動走行及び定点保持を行うことができるトローリング・モーター（以下「アイパイロット」という。）を船首部に取り付けて船位の保持を行いながら

釣りを行い、１２時３５分帰航準備のため、同乗者を操舵室内に座らせ、機関を中立運転とし、船首を同じ方向に向けたまま漂泊を続けた。

ｂ受審人は、１２時５２分前示衝突地点で、船首が２２５度を向いていたとき、左舷船尾５度１，１６０メートルのところにＡを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、これまで漂泊している自船に接近した船舶はいなかったため、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、ｂ受審人は、１２時５４分アイパイロットを船首部から取り外して漂泊を続け、Ｂは、船首が２７０度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、のち修理され、Ｂは、右舷中央部ブルワークに破口等を生じ、ｂ受審人が頸椎捻挫、右上腕部打撲傷等を、Ｂ同乗者が顔面挫創、鼻骨骨折をそれぞれ負った。

（航法の適用）

本件は、生地鼻北東方沖合において、航行中のＡと漂泊中のＢが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての規定がないので、同法第３８条及び第３９条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、生地鼻北東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、生地鼻北東方沖合において、黒部漁港に向けて帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷船首方に認めた漂泊中の船舶の釣れ具合を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びB同乗者を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、生地鼻北東方沖合において、漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで漂泊している自船に接近した船舶はいなかったので、自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船に損傷を生じさせるとともに、自船の同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月19日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広